

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第2部 病医院会計制度概論

第11章 キャッシュ・フロー計算書の作成

11-2-2 キャッシュ・フロー計算書の作成

さて、ここでキャッシュの増減関係をキャッシュ・フロー計算書へ修正する方法を示してみる。

たとえば、医業債権の増加額、仕入債務の増加額などは、単純に期首と期末を比較したものの増加額を振り替えるだけでよい。一方、投資活動の有価証券などは、取得による支出と売却による収入という項目があるように、期首と期末を比較した増加額をほかの資料を用いて修正する必要があることがわかる。そこでまず、単純に振り替えることができる項目を振り替え、次に修正が必要なものを仕訳してみる。

図表 11-4 キャッシュの増減関係をキャッシュ・フロー計算書へ修正する方法(例)

	期首		期末		キャッシュの増減		修正記入	残高
	貸借対照表	貸借対照表	貸借対照表	貸借対照表	キャッシュ減	キャッシュ増		
貸借対照表								
現金預金	4,000	4,400	400				400	
投資有価証券	1,500	1,800	300				③300	
医業未収金	5,200	5,800	600				①600	
医薬品	600	700	100				①100	
前払利息	250	400	150				⑦150	
有形固定資産	3,500	4,100	600	50			④600	
貸倒引当金	-50	-100			①50			
合計	15,000	17,100						
買掛金	3,500	4,000		500	①500			
短期借入金	4,000	4,200		200	⑥200			
長期借入金	1,500	1,800		300	⑤300			
純資産	6,000	7,100		1,100	②1,100			
合計	15,000	17,100	2,150	2,150				
キャッシュ・フロー計算書								
I 業務活動					キャッシュ減	キャッシュ増	キャッシュ・フロー計算書	
税引前当期利益						②1,100	1,100	
減価償却費						④900	900	
貸倒引当金増加額						①50	50	
有形固定資産売却損						④300	300	
支払利息						⑦1,450	1,450	
投資有価証券評価損						③300	300	
医業債権の増加額					①600		-600	
たな卸資産の増加額					①100		-100	
仕入債務の増加額						①500	500	
利息の支払額					⑦1,600		-1,600	
							2,300	
II 投資活動								
有価証券取得による支出					③600		-600	
有形固定資産の取得による支出					④2,000		-2,000	
有形固定資産の売却による収入						④200	200	
							-2,400	
III 財務活動								
短期借入金による収入						⑥5,000	5,000	
短期借入金の返済による支出					⑥4,800		-4,800	
長期借入金による収入						⑤2,000	2,000	
長期借入金の返済による支出					⑤1,700		-1,700	
							500	
IV 現金及び現金同等物増加額					400		400	
V 現金及び現金同等物期首残高							4,000	
VI 現金及び現金同等物期末残高							4,400	
					13,950	13,950		

< 続く >

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

令和7年度 税制改正要望書

日本病院会が令和7年度税制改正に関する要望書を武見厚生労働大臣に提出しました。

■主な内容
(国税)

1. 控除対象外消費税等を病院が負担しないように税制上の措置を含めた抜本的な対応を行うこと

理由：現行制度上、社会保険診療報酬等が非課税売上とされているため、材料仕入、委託費、設備投資等に係る仕入消費税の相当部分(控除対象外消費税等)について医療機関が最終負担者となる状態が生じている。医療機関における控除対象外消費税等の負担は看過できない水準であり、このような状態を放置すると、全国各地の地域医療提供体制に重大な悪影響を与える事になりかねないため

2. 持分のある医療法人に対する事業承継税制を整備すること

理由：持分のある医療法人の事業承継でも出資持分に対する税負担は大きな問題である。地域住民や地域行政にとって欠くことのできない重要な存在である持分のある医療法人についても、相続税・贈与税の納税猶予・免除を認める事業承継税制を適用すべきであるため

(地方税)

1. 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置を存続すること

理由：超高齢化社会を迎えて地域における民間医療機関の役割はますます重要性を増しており、議員立法当時の地方税法関連規定創設趣旨を踏まえて、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を今後とも存続していく必要があるため

2. 病院不動産について、固定資産税及び都市計画税ならびに不動産取得税、登録免許税の非課税措置を整備すること

理由：国公立・公的病院や社会医療法人は、病院運営に直接的に関係する不動産について固定資産税及び都市計画税が非課税となっている。老人福祉施設等も同様であるため。